



「じんけん」ぽん (2015.12/No140)

発行日 2015/12/10

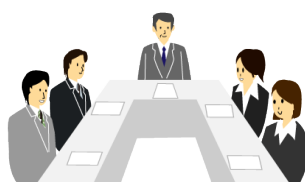
社会福祉法人生活クラブ
柏市地域生活支援
センターあいネット
〒277-0004
柏市柏下65-1
ウェルネス柏内
電話：04（7165）8707

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会に参加しました

11月7・8日の2日間にわたり福岡で生活困窮者自立支援
全国研究交流大会が開催されました。

全国から多くの参加者が集まり、生活困窮者自立支援法
が施行されて半年を振り返り、今後の課題を共有しました。

1日目は生活困窮者支援事業全体に関わる内容、2日目は
それぞれ分科会に分かれての講義が中心の内容でした。



内容の一部を以下に掲載します。

1日目

- ・新規相談受付状況は国の目安値に対して8割程度の水準になっている。
プラン作成件数は低い水準に留まっている。
- ・平成27年度の任意事業(就労準備支援事業や家計相談支援事業等)の実施率は
2割から3割。任意事業を一つも実施していない自治体が45%ある。
平成28年度は大幅に増加(4割～5割程度)する見込み。
- ・街づくりの視点を持ち、自分達はこの街でどう生きていきたいのかを
考えていく事が重要。

2日目は「家計相談が取り持つ就労と自立 家計相談支援」(分科会5)に参加しまし
た。

- ・家計相談とは「連動・世帯・将来」。他の支援事業との「連動」が大切。就労支援で
は個人にしか入れないが、家計相談だと「世帯」(家族全体)に入っていける。目に見
える形でキャッシュフロー表を示す事で「将来」に希望を持てる。
- ・相談する事のメリット感を与えることも大切。目標の仮設定や支援方針のスピード
感が必要なこともある。それによって継続的な家計相談を実施できる。

・困難な事例もある。家計表やキャッシュフロー表通りになら
ない(ギャンブルやお酒で使ってしまう)方はなかなか改善に向
かない。家計相談員だけがガミガミ言っても限界があり、本
人の意志に基づいてやろうと思うと自立相談支援員との連携
が必要。

最後のまとめのセッションで、北九州のNPO法人抱僕の奥田
さんは「制度が先にあるのではなく、困っている相談者からの
ニーズがあって、どんな支援が必要なのか？を
考える事が必要。」とおっしゃっていました。相談
者を制度に当てはめるのではなく、相談者の困
りごととは何なのか、何を希望しているのかを丁寧
に聞きながら、制度をうまく活用していく事が大切
だと感じました。



ひとこと

この前、松葉町辺りを通っ
たら、ケヤキ並木がきれいに
色づいていました。

その後も、通るたびに秋の
深まりを感じつつ、すっか
り葉を落とした今は、冬の訪
れを実感しています。



第3回あいネット運営委員会



11月18日に第3回あいネット運営委員会が開催されました。

運営委員会は、柏市地域生活支援センター事業の進捗報告や連携のあり方を検証するために行われています。
今年度も柏市内の医療、福祉、就労、法律各分野の団体・機関にご参加いただいております。

今回の議題は「就労準備支援事業の取り組みについて」。就労準備支援事業内容の説明・あいネット就労準備
支援事業の実施状況・課題等、事例を交えてお話をさせて頂きました。それをふまえての意見交換がありまし
た。 以下、内容の抜粋です。



◆生活困窮者就労準備支援事業

1. 定義

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資
産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期
間にわたり、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業をいう（生活困窮者自立支援法第2
条4項）

2. 対象者の要件

最長で1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的な課題を
抱え、決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である、他者との関わりに不安を抱
えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要であるなど、公共職業安定所（ハ
ローワーク）における職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者であって、次の①
又は②に該当するものを対象とする。（生活困窮者自立支援法施行規則第4条）

①次のいずれにも該当する者

- i) 年齢 65歳未満であること。
- ii) 収入 申請日の属する月における申請者（事業の利用を申請した者。以下、同じ）及び申請者と同一の世
帯に属する者の収入の合計額が、「基準額」と「住宅扶助基準に基づく額」との合算額以下であること。
- iii) 資産要件 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、
「基準額」×6以下であること。

② ①に準ずるものとして、生活困窮者自立支援法第3条3項に規定する都道府県（福祉事務所設置自治体）が本
事業とによる支援が必要であると認める者であること

◆あいネット就労準備支援事業に関して

①キャリアの棚卸 ②履歴書等の書き方 ③面接の仕方 ④マナー講座 ⑤就労検索の補助⑥ハローワーク同行
⑦パソコン講座 等を行っている。

また、就労準備支援事業の対象者として、

- ・決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である
- ・他社との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力等の社会参加能力の形成・改善が必要である。
- ・自尊心や自己有用感を喪失している。

等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）等の雇用支援施策によっ
ては直ちに就職が困難な者である方々の状況を勘案しながら、①生活リズムの整え②服薬の管理③睡眠のチェック
④障害者合同面接会への同行等を行っている。 利用者の状況に応じて柔軟な対応を心がけており、人との関わ
りが苦手な就業にブランクのある方に、実習体験や清掃プログラムを実施している。

委員の方からは、「この事業に該当する方に対して、アウトリーチ支援は重要。ただし、人員的に難しい場合も
多い。」「親の支援で介入しているが、子がひきこもりである。どのようにこの事業に繋げることができるか、
悩ましい。」「介護業界は慢性的に人手不足、働ける方で、介護を希望されるのであれば、受け入れやすい。」「
1年という利用期間は短いのではないか」等々たくさんの意見がありました。

<感想>

あいネットとしては、生活困窮者自立支援法による就労準備支援事業がありますが、制度に該当するからと
いって、その枠にあてはめて支援していくのではなく、あくまでツールの一つとしてご相談者の方へ支援を行っ
ていけたらと思います。また、このような制度があることをどのように地域の方々に知ってもらうか、周知
や支援の見える化が大切だと思いました。

あいネット就労準備支援室より

12月

就労準備支援室からは、就労についての情報をお届け致します。講座にもぜひご参加ください。



履歴書記入の注意点 No.8



転職・退職理由」はポジティブに言い換えてみよう!

志望動機に前職のネガティブさを打ち出す人は、面接担当者から好まれません。ポジティブな言い換えを試みましょう。

「給与が安かった」→実力や実績を評価してもらえる職場で働きたい
 「人間関係が悪い職場だった」→チームワークの良好な職場で働きたい
 「キャリアアップが期待できない職場だった」→前職の経験をベースに、より専門性の高い仕事をしたい
 「残業時間が多かったから、残業が少ない職場で働きたい」
 →メリハリの利いた職場で働き、余暇は資格取得などの勉強時間に充て更なる活躍を目指したい



こころを健康に保とう! No.3

あたまを柔らかくしよう

ストレスを感じるとき、私たちは物事を固定的に考えてしまっていることがあります。たとえば、「必ず、〇〇をしなければならない」と考えていて、それがうまくいかないときには強いストレスを感じてしまうでしょう。問題点やダメな点ばかりに注意が行きがちです。

そんなとき、ダメな点ばかりではなく、実際にできていること、うまくいっていることに注意を向けるのもよいでしょう。考え方や見方を少し変えてみるだけで、気持ちが少し楽になることがあります。

(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より)



今月の講座案内

講座受講希望の方は日程調整いたします。ご連絡ください。



コミュニケーション講座

面接の模擬をしたり、気持ちが楽になるコミュニケー



キャリア講座

自分を振り返りながら、仕事についても考えてみましょう!



パソコン講座

Word・Excelを通してパソコンの基本的な操作を覚えられるようお手伝いします。
マンツーマンが基本ですので、ご自分のペースで練習する事ができ



職場体験

ディサービス「あじさい」で高齢者が自立した生活ができるようお手伝いをします。
車で送迎します。昼食代500円頂きます。



この講座は、生活困窮者自立促進支援法に基づく支援を利用されている方に向けてのプログラムです。対象ではない方で利用希望の方は電話でご相談ください。



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで

ありがとうございます

地域包括ケアシステムの構築 市民研修会

日時：平成27年12月17日(木)10:00~17:00

会場：柏市アミューズプラザ(定員150名)

参加費:300円

申込み:NPO法人ACOPAまで FAX:04-7185-2241

e-mail:acoba@key.ocn.ne.jp

主催：NPO法人ACOPA・認定NPO法人市民福祉団体全国協議会



平成27年度 第8回地域移行(退院促進)セミナー

退院促進の今とこれから~わたしたちは、当事者の気持ちをくみ取れている?

日時：平成28年1月16日(土)13:00~17:00

会場：ホテル「プラザ菜の花」3階大会議室

参加費:入場無料 資料代300円

問合せ:NPO法人千葉県精神保健福祉協議会

電話:080-7000-2093 (火・水・木曜日)



千葉県とNPOとの協働事業

2015年度 ノーマライゼーション学校支援事業

日時：平成28年1月30日(土) 第3回13:00~15:00 第4回15:15~17:15

会場：千葉市ビジネス支援センター 1~3会議室 (きぼ一る13階)

参加費:各1000円(資料代) 第3、4回両方ご参加の場合は2,000円です

テーマ:第3回「発達障害のある子の安心できる関係づくりⅠ 小学校通級指導教室」

第4回「発達障害のある子の安心できる関係づくりⅡ 中学校通級指導教室」

主催：NPO法人ちばMDエコネット、千葉県教育委員会、千葉県

問合せ:ちばMDエコネット事務局(コミュニティカフェひなたぼっこ 内)

電話・FAX:047-426-8825 e-mail:sun@mdeconet.jp

電話080-7000-2093

http://chiseikyo.mdn.ne.jp/



※お詫びと訂正

・先月号のじんけんぼん(11月号NO. 139)の、P1、第2回柏市自立支援協議会の文章の中で訂正箇所がございます。大変申し訳ございません。

誤：「障害を理由とする差別の解消に関する、～」(上から12行目)

正：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する、～」

誤：＜紛争・相談＞(下から9行目)

正：＜紛争解決・相談＞

